

議案第131号

渋川市図書館堀口基金条例を次のように制定する。

令和3年11月30日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市図書館堀口基金条例

(設置)

第1条 渋川市図書館の図書館資料及び施設の充実その他図書館事業の振興に要する経費の財源に充てるため、渋川市図書館堀口基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

- (1) 堀口靖之氏からの寄附金
- (2) 基金の運用により生ずる収益金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(渋川市図書館資料基金条例の一部改正)

2 渋川市図書館資料基金条例（平成18年渋川市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「寄附金」の次に「（渋川市図書館堀口基金条例（令和3年渋川市条例第 号）第2条第1号に規定する寄附金を除く。）」を加える。

理 由

渋川市図書館の図書資料及び施設の充実その他図書館事業の振興を目的とした堀口靖之氏からの寄附金を基金に積み立て、有効に活用するため、制定しようとするものである。

渋川市図書館堀口基金条例（案）新旧対照表

（渋川市図書館資料基金条例（平成18年渋川市条例第82号）の一部改正）
（附則第2項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（積立て） 第2条 図書館資料の充実を図るための寄附金（<u>渋川市図書館堀口基金条例（令和3年渋川市条例第 号）第2条第1号に規定する寄附金を除く。</u>） は、基金として積み立てるものとする。 2 （略）</p>	<p>（積立て） 第2条 図書館資料の充実を図るための寄附金 _____ _____ は、基金として積み立てるものとする。 2 （略）</p>